

第6章 計画の推進方策

6-1 計画の推進体制と進行管理

計画の基本目標の実現に向けた各主体による地球温暖化対策の取り組みを進め、二酸化炭素排出量の削減目標（第4章参照）を達成するために、以下の推進体制を整え、計画の着実な進行を図ります。

（1）庁内の推進体制

本計画で示した市の基本目標、基本理念とこれらを実現していくための取り組みには、多くの部署が関係していることから、部署間の意見調整等をはじめ、組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進していく必要があります。

そこで、庁内における合意形成等を図っていくための推進組織を設置するとともに、本計画の策定・推進に当たって環境審議会に諮問・報告し、施策を推進していきます。

① 市川市環境調整会議

上位計画である市川市環境基本計画を推進していくために、副市長を長とし、関係部長で構成する「市川市環境調整会議」が設置されています。

本計画は、この計画の温暖化対策の分野における実行計画であることから、同様にこの会議を活用して庁内の総合調整と対策の推進を図っていきます。

② 市川市地球温暖化対策推進会議

本計画の策定・改定や施策の調整と進行管理を行うため、関係課で構成する「市川市地球温暖化対策推進会議」を設置し、計画に掲げた施策を推進していきます。

③ 市川市環境審議会

本計画の策定・改定や推進に際しては、各分野の様々な立場からの意見が必要となります。そこで、学識経験者や市民の代表者等から構成される「市川市環境審議会」に、計画の基本的事項や進捗状況などについて諮問・報告し、答申や意見を求めています。

(2) 市民、事業者等との協働体制

① 市川市地球温暖化対策推進協議会

地球温暖化対策を推進するための組織として、温対法第40条第1項に基づき、市川市地球温暖化対策推進協議会を設置しています（以下、「協議会」という。）。

この協議会は、市民、事業者、関係団体や市など、様々な主体が構成員となって、日常生活における温室効果ガス^{*}の排出抑制などに関して必要な措置について協議し、協働で具体的な対策に取り組んでいきます。

② 広域的な連携

計画の推進にあたり、市域を超えた広域的視点から検討が必要な課題については、国、千葉県や近隣自治体など、他の行政機関等と連携して取り組んでいきます。

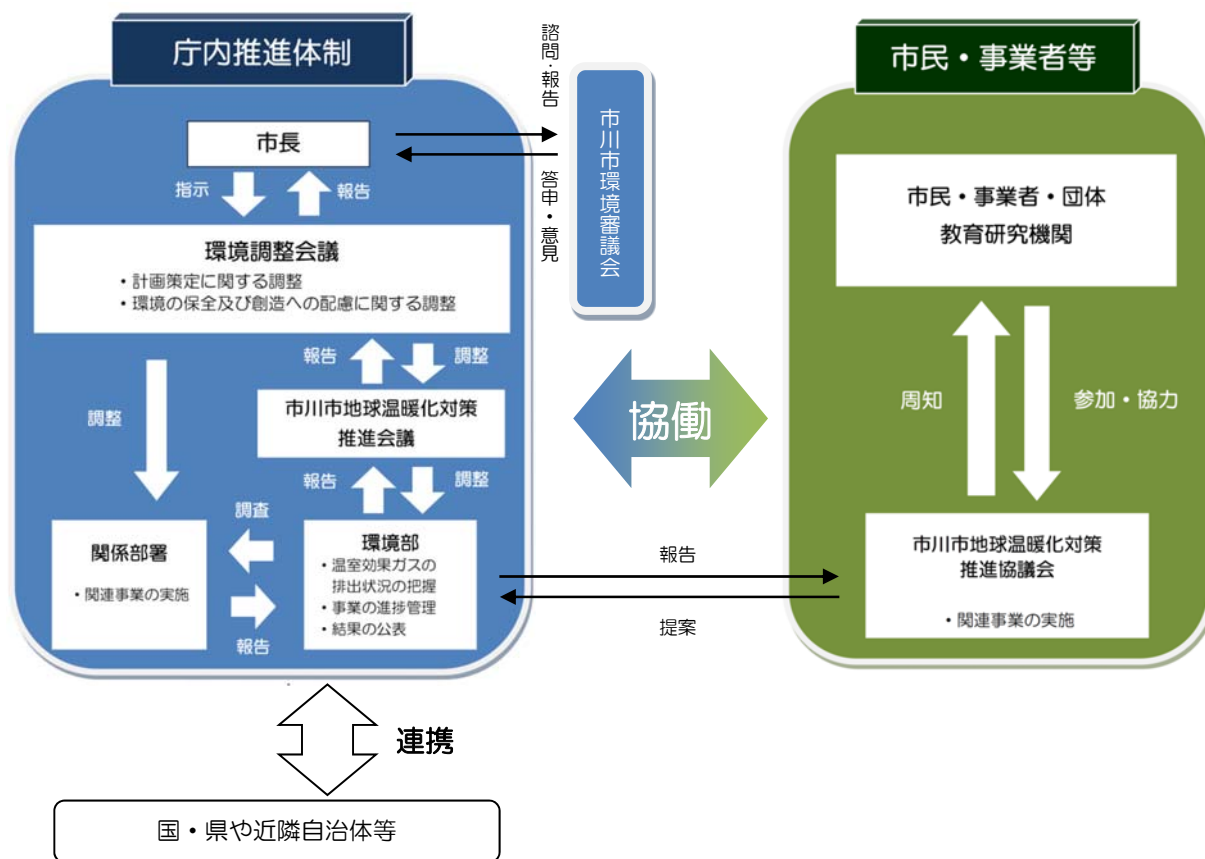


図 6-1 推進体制の相關図

6-2 計画の推進のための情報収集と提供

市及び協議会は、広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体や、いちかわ環境フェア等の機会を活用し、地球温暖化の防止や気候変動への適応に必要な情報を提供し、市民や事業者の取り組みの推進につなげていきます。

6-3 計画の推進

市民、事業者、関係団体との協働の下に、PDCAサイクル*に基づいて、計画を着実に推進し、継続的に取り組みの改善を図ります。



図 6-2 計画の進行管理 (PDCA)

(1) 計画の策定 (Plan)

庁内の推進会議や協議会において、本計画を効果的に推進していくための施策や事業計画を立案し、目標を設定します。

(2) 施策の展開 (Do)

庁内関係課が連携し、また、市民・事業者・関係団体との協働の下に施策や事業を実施します。

(3) 点検・評価と見直し (Check 及び Action)

本計画を実効性あるものとするために、市域から排出される二酸化炭素排出量について毎年度把握し、各施策・対策の進捗状況について点検・評価を行ないます。

この点検・評価結果については、必要に応じて新たな取り組みや今後の計画の見直しに反映させていきます。

なお、点検・評価に際しては、二酸化炭素排出量の算定は統計データの制約から2年程度遡らざるを得ないことから、第5章で掲げた施策・対策の取組項目の指標^{注1}を活用します。

注1) 指標には、対策・施策の結果により得られる効果である「効果指標」と、施策・対策の実施量である「事業量指標」の2種類があります。取組項目の指標は、基本的に効果指標を設定しますが、定量的な効果の把握が難しいと考えられる取組項目については、事業量指標を設定します。

計画の見直しに際しては、環境審議会や協議会からの意見を反映するとともに、地球温暖化問題を取り巻く国内外の動向や対策技術の進歩なども考慮します。

表 6-1 計画の進行状況の把握

把握項目	概要
二酸化炭素の排出量 (総排出量及び部門別)	市域から排出される二酸化炭素総量と部門別エネルギー消費原単位等の状況について、年度ごとに算出して把握します。
削減目標の達成状況	把握した二酸化炭素の排出量に基づき、削減目標の達成状況を算出します。
市の取組項目の指標	本市の取組項目の指標について、実施状況を毎年度、把握します。

(4) 公表

年度毎に、市域からの二酸化炭素の排出量を公表します（排出量の算出に必要となる統計資料が全て揃うのが該当年度の約2年後となるため、公表も約2年後となります）。

なお、公表には、市川市環境白書やホームページなどを活用します。